

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第12回）

### 1 日時

平成21年7月7日（火）午後1時30分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### （1）委員

青木裕史，太田敬司，門田誓，窪田恕子，薦田伸夫，高橋猛，谷口祥子，  
中田幸子，廣田民生（五十音順）

#### （2）事務担当者

山本事務局長，古川首席家庭裁判所調査官，伊村首席書記官，一色次席家  
庭裁判所調査官，山崎訟廷管理官，青野総務課長

### 4 議事（委員長，委員，事務担当者）

#### （1）委員長挨拶

#### （2）新任委員の自己紹介

#### （3）少年事件における被害者配慮について

少年事件における被害者配慮制度の概要について，次席調査官から説明し  
ます。

少年事件における被害者配慮制度の概要及び運用状況について説明した。  
説明要旨については，別紙1のとおり。

何か御質問，ご意見はございませんか。被害者配慮制度は刑事事件から始  
まったもので，被害者の意見聴取から始まり，法廷への参加に進んでいるも  
のです。少年事件でも，本来非公開で情報が開示されていなかったのですが，  
昨年からは，説明にもあったように，重大事件に限り，裁判所の許可を条件に  
被害者による審判傍聴を認める制度ができました。ただ松山では現在まで傍  
聴の対象となる重大事件は係属しておりません。松山は，全国的に比較して

幸いにも重大事件が少ないといえます。なお、被害者配慮制度は刑事事件に  
なまって始まったものではありませんが、それが始まる以前でも、家庭裁判所  
では家庭裁判所調査官による被害者調査が行われていたのでありまして、被  
害者からの情報収集についてこれまで家庭裁判所が何もしていなかったわけ  
ではありません。

傍聴の申し出があった場合に、それを許可する際の基準はあるのでしょうか。

私の刑事事件の経験では、被害者の両親から共に意見陳述をしたいとの申  
し出があった場合に、通常両親の意見は同じであろうということで、1名に  
ついて申し出を却下したことがありました。また法律的な身分関係がないと  
いうことで制限したことがあります。それ以外で正面から不相当であるとし  
た例は聞いていません。

平成20年の改正以前は、記録の閲覧謄写の認められる範囲が狭かったの  
です。そのため、同改正以前は、例えば被害者が、少年の親がどんな人物で  
あるか知りたいとして、親の警察官に対する供述調書の閲覧謄写を求めたよ  
うな場合には許可されなかったということがあったかもしれません。また、  
被害者が少年の目の前で意見を言いたいという場合でも、被害者が少年に対  
して厳しい意見を持っているときは、少年審判は穏やかに行うことが義務づ  
けられていることからして、少年の面前での意見陳述を許すと大変なことにな  
ると予想されるときは、意見陳述の申し出を却下することはあると推測し  
ますが、私自身は却下した経験はありません。なお、その場合は、審判廷で  
の意見陳述に代えて、調査官に意見を述べて貰って、調査官から調査報告書  
の形で報告されることになります。

被害者が被害者配慮制度を利用して得た情報については守秘義務がかけら  
れているのですが、違反した場合にどの程度の罰則があるのでしょうか。

刑罰はないと思います。

そうすると、ここに書かれている注意事項は単なる注意に過ぎないということになるのでしょうか。

少年法自体には守秘義務違反についての罰則はありませんが、被害者が得た情報の流し方によっては名誉毀損等の別の犯罪になるおそれはあるし、不法行為として損害賠償等の民事上の責任を問われる可能性はあります。

被害者が閲覧謄写によって加害者についての公表されていない情報を入手した場合、加害者に対する怒りからそれをマスコミに対してリークするというような暴走をすることがあるのではないかと、これまではそのような暴走を考えて制限していたのではないかと思ひ、質問した次第です。

仰るとおりですが、そのような弊害を越えても開示すべきだということで今回の改正に至ったということです。ただし、裁判所においても、プライバシーに大きく係わる情報は開示しないということにはなると思ひます。

今回の改正で被害者配慮制度上、被害者の権利が定められたもので、それまでは被害者の権利としては認められていなかったのですが、その場合でも、家庭裁判所調査官による被害者調査によって被害者からの情報収集をしていましたので、その点について次席調査官から説明してください。

少年事件における被害者調査の概要及び運用状況について説明した。説明要旨については、別紙2のとおり。

一般的に被害者はどのような感想を持つ方が多いのでしょうか。

書面照会に対しても、被害者は具体的に多くの感想を書いてきてくれます。少年は被害者に迷惑をかけたとは言っているのですが、具体的にどういう迷惑かと聞くと答えられないことが多く、そのようなときに被害者からの情報は有益です。また、面接調査ではかなり時間をかけて聴取するので、終わったときには聞いて貰ってありがたうとの感想を言われる方が多いようです。

被害のことは思い出したくないし、触れられたくないという感想はないですか。

そういう感想もあります。もう関係を持ちたくないので弁償も謝罪もいらないから放っておいて欲しいという方はいます。逆にきちんと謝罪して欲しいという方もおられ、回答はいろいろです。

被害者配慮制度に基づく権利としての申し出は少ないのですが、それとは別の観点からする被害者調査としては、書面照会が多いのですが、これまでも行って来たということです。ただ裁判の結果通知については行っておりませんでした。

#### (4) 裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

次に裁判所を利用した人に対するアンケートについて説明してください。

アンケートの結果は、机上配布の資料のとおりです。

アンケート結果について、御報告します。

先にも御説明しましたように、このアンケートは第3回（平成17年2月18日開催）委員会におきまして、当時の委員から、「裁判所を利用した方々にアンケートを実施して、職員の対応などについて率直な意見を求めてはどうか。」との御提案を受け、その後、書式等改訂の御意見も受けて実施しているものです。

これまで、苦情やお褒めの言葉など様々な御意見を受けていますが、これから御説明しますのは、前回の委員会から後、つまり平成21年2月10日から7月6日までの結果でございます。この間に、配布又は来庁者が自らお取りになった枚数は31枚で、その内、回収されたのは4枚でした。

お手元に配布しました一覧表を御覧ください。この表の一番上に「番号」を記していますが、これは、御説明の際に、どのアンケートのことを言っているかを皆様に分かりやすくするため、仮に番号をふったものです。

それでは、アンケート項目の内、1の公衆電話機の件ですが、携帯電話の普及によりまして公衆電話は赤字となっていましたところ、平成19年2月に経営主体を公募しましたが応募がなく、NTTから撤去の申し出を受け、

以来廃止となっています。もっとも、携帯電話をお持ちでない来庁者のために、例えば、事件関係で急な連絡が必要な場合には、申し出を受けて庁用電話を御使用いただいたり、タクシー呼出の依頼を受けた場合には、必要に応じて職員がタクシー会社に連絡などしています。

次に調停場面でのことですが、2は他方当事者に味方しているような気がしたという公正さへの不信の御指摘、また、4は当事者確認がこれによいのか、といった手続面での御意見でございます。まず、公正さに対する御指摘ですが、これまでも、同様の御意見を受けていますが、一般的な事柄として、調停の当事者の方々は御自身に有利な解決方法や助言を求めがちで、中立的な立場から話を進めようとする相談担当者や調停委員等の説明に、ともすると不満が出ることもございます。とはいえ、当事者の方々に公正さに疑念を抱かせるようなことのないように、今後とも中立性を保ちながらも、当事者や来談者の気持ちにそった誠実な対応を心掛けていくと共に、調停の進行、調停制度の意味などを冒頭にしっかりと説明していきたいと考えています。なお、調停の場で一方当事者についている弁護士代理人を「先生」と呼ぶことが多くございましたが、代理人を依頼していない他方当事者の方が、「弁護士の付いていない者は不利に扱われるのではないか」という思いを抱かれることもございました。そこで、調停場面では、調停委員や弁護士代理人を「先生」と呼ぶことを止めようという申し合わせを行ったところでございます。

また、御本人の確認ですが、家事調停の場合は互いに生活関係の深い方々の紛争が多く、本人になりすまして調停を進めるということはまず考えられないわけですが、それはともかく、調停開始時に、御本人であることを、氏名、住所など人定事項をお尋ねするなどして確認するのが通常の手順であり、この点、今後とも調停委員研修会などの場で注意喚起を図っていきたいと考えています。

なお、4による「私語を控えて欲しい」という御要望やアンケート記載用の画板等備置きの御要望につきましては、「他の方の御迷惑にならないように、待合室での会話、携帯電話の使用等につきましては、御配慮いただきますようお願いいたします。」との貼り紙をし、アンケート記載用の画板につきましても待合室に配置いたしておりますので、併せて御報告申し上げます。

何か御意見はございますか。調停では申立人と相手方を別々に聞くということが多いために、聴取時間が少なかった当事者から、相手方の意見しか聴いていないと言われてたり、相手方の意見を伝えると相手方の見方をしていると言われるというような不満がよく聞かれます。双方を一緒に聞けばいいのですが、家事の当事者には相手方の顔を見たくないの別々に聞いて欲しいという当事者が多いように思われます。古川首席、どうでしょうか。

二人では冷静に話せないから調停の申し立てをしてくる人も多いですし、また、現実に調停で同席をしても、最低限のルールとして一方が話しているときは口を挟まない、話の腰を折らないとのルールを守れることが必要なのですが、往々にして一方が話しているときに、感情的になって話してくる人が多いです。直接本人から話を聞かないとそれが本当に本心かどうかわからないと言われる人もいますので、冷静に相手の話が聞ける場合は、同席調停がいいのではないかと個人的には考えています。

#### (5) 積極的広報について

次に積極的広報について説明してください。

増大する司法需要に応えるため、優秀な人材の確保に向けた採用広報活動が必要なわけですが、具体的な広報活動としては、毎年秋に、地方裁判所と合同で愛媛大学及び松山大学に出向き、裁判所職員に関心のある学生に応募手続や、裁判所での仕事内容などを説明しています。しかし、最終合格者として採用名簿に登載された方々が、次々と採用を辞退して自治体や民間に流れてしまうという状況が続いており、昨年来の不況の影響もあって、本年

度実施では応募者に若干の増加が見られはしますが、おそらく今後とも自治体との競合が続いていくものと思われます。そこで、応募者の開拓や採用辞退者を防ぎたい、という趣旨から、地家裁協力して見学セミナーを企画したり、また、単に受験者の拡大ということだけでなく、裁判所への理解を深めていただくという趣旨から、今後は、市民大学講座などへの出張講義なども行っていきたいと考えているところでございます。ところで、まず本年度の試みと致しまして、実は明日（7月8日）の午後3時から5時まで、当庁におきまして「家庭裁判所調査官を目指す人のための家庭裁判所見学ツアー」の第1回目を開催する予定となっております。これは、家庭裁判所調査官補採用試験の応募者開拓を目的としたもので、県内各大学事務局に総務課長が直接説明に上がり、ポスターやビラの配布をお願いしたり、当庁のホームページに登載するなどして積極的に広報活動に努めました。その結果、募集定員20人のところ、応募開始日から電話での申込みが続きまして、欠席者を予想して22人の応募があった時点で打ちきりとさせていただくほどでございました。見学メニューと致しましては、家庭裁判所調査官という職種についての説明、庁舎内見学(審判廷、家族面会室など)、現役の調査官との座談会等を行う予定で、仕事の中身を十分知っていただいた上で、意欲のある方の受験を確保し、採用にまでつないでいくことができればと考えている次第でございます。委員の皆様方におかれましても、裁判所のこうした試みに御理解をいただきまして、機会がございましたら、このような企画を行っていることをお話しいただきたくお願い申し上げます。

今までの裁判所の広報は不十分であったと思っております。大学に対する広報もいいのですが、高校等の学校に対する将来の進路関係と絡めての広報として、裁判所には、裁判官、専門職としての書記官や調査官、事務官の職種があって協同して仕事を行っているとか、また、職業ではなく一般的な家庭裁判所の役割について説明するのも意味があるのではないかと考えていま

す。家庭裁判所では相続等の家庭内の紛争のことを扱っている，何かあったときには家庭裁判所に行って一度相談してみよう，手続相談に行けば，相談に乗ってくれるとか，大阪家裁の所長が読売新聞に離婚調停でももう少し早く家庭裁判所に相談に来て，調停の申立てをしてもらえれば，早く解決するのだがとの記事を載せていましたが，このような広報も必要なのではないかと考えています。何か御意見はございますか。

調査官は法学部出身でないといけないのですか。

調査官は法学部だけではなく，心理学，社会学，教育学，社会福祉学を選考した人も受験しています。学部の指定はなく，採用試験の試験種目として心理学等があるだけです。受験資格としては年齢制限があるだけです。

裁判所というと調査官も事務官も法学部出身でないといけないのかなと思っている人も多いと思います。大学の先生が御指導なされば，調査官としてやってみようかなと思う学生もいると思います。広報は大切だと思います。

調査官の職務内容を知っている人は少ないと思いますが，いかがですか。

昔，当事者の面接をしていたら「調査官はピストルを持っているのか」と聞かれたことがあり，裁判所職員と警察官との区別もつかない人もいました。

他に何か御意見はございませんか。

今年の4月から松山市が教育支援センターの名称で新たに教育相談業務を始めたのですが，子供の教育相談の窓口ですから，保護者の方が相談に来られるのですが，その中に子供のことで相談しているうちに実は問題の根源が両親，夫婦間にあることが判る場合が往々にしてあります。そのような場合は家庭裁判所に相談に行ってはどうかと勧めることがあります。窓口は子供の教育相談ですが，このように実は大人の問題である場合もありますので，関係機関の連絡，連携が大切だと感じています。

御指摘のとおりだと思います。

(6) 次回テーマについて

次回のテーマについて御意見がないようでしたら，次回は成年後見制度について報告させていただき，協議したいと思います。

(7) 次回期日について

平成22年1月28日(木)午後1時30分